

<調査研究事業：親なき後の暮らし支援策のあり方に関する調査研究（令和3年度）>

○親なき後の暮らしの支援策のあり方

- ・障がい者支援体制のネットワーク化

取組団体：長野県

取組内容：県内各地域（圏域）に所在する自立支援協議会等が連携を強めることで、障がい者の支援体制をネットワーク化

1. 取組の背景・目的

長野県では、県内 10 圏域ごとに障がい者支援体制を整備してきた。平成 16（2004）年に
は、県主導で 3 つの障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい）のワンストップ窓口（相談
窓口）として、「障害者総合支援センター」が各圏域に設置された。これによって、同センター
と市町村・県が連携する体制が強化された。

同センターの機能を国や県の事業と連携・強化させ、それと同時に県と圏域（地域）レベルで
自立支援協議会が設置されることで、好事例の発信や地域の意見交換ができる場の整備が進めら
れてきた。

2. 取組の内容

県自立支援協議会は、公民共同の支援体制の協議の場として活用されている。図表 1 に示すよ
うに、同協議会の基軸は「運営委員会」であるが、月に一度運営委員が集まり支援策を協議する
他、運営委員会メンバーが部会長となって各専門部会を運営している。

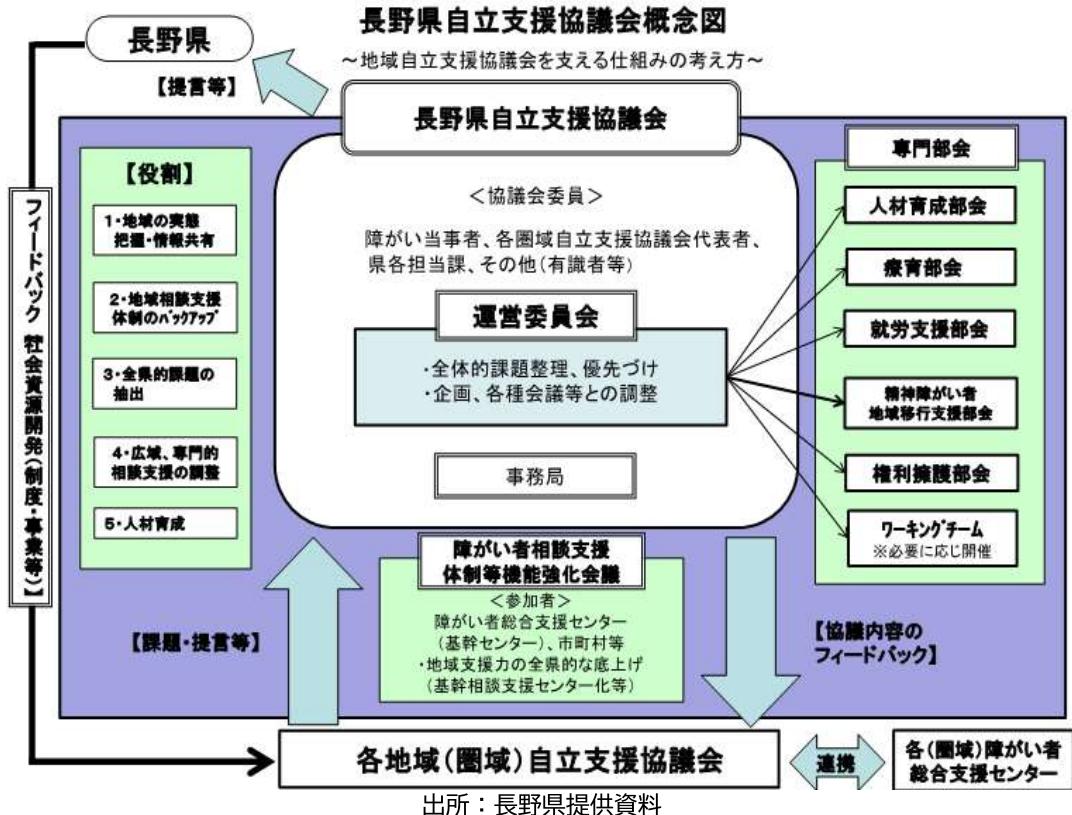
また、運営委員会直営の「障がい者相談支援体制等機能強化会議」が設置され、市町村の基幹
相談支援センター、圏域の幹事市町村、県の保健福祉事務所の職員等を対象に、「相談支援体制
強化会議」が開催されている。ここでは、県の「障害福祉計画」推進に向けて、以下の取組を行
ってきた。

平成 28（2016）年度と同 29（2017）年度の「第 4 期障害福祉計画」においては、「圏域ごと
の地域生活支援拠点等を平成 29 年度までに整備」といった目標達成に向けて、情報交換、視
察、シンポジウム等を通じて、基本的な考え方や先行事例が共有された。また、平成 30
(2018) 年度から令和 2（2020）年度にかけては、「第 5 期障害福祉計画」・「第 1 期障害児福祉
計画」における「地域生活支援拠点の強化」のために、相談支援体制（基幹相談支援センター、
事業所、行政等）の役割分担に関して、先行事例の紹介等によって、情報共有が行われた。その
後、「第 6 期障害福祉計画」・「第 2 期障害児福祉計画」の推進のために、障がい児・者の在宅生
活をどう支えるかをテーマに協議や情報交換が重ねられている。

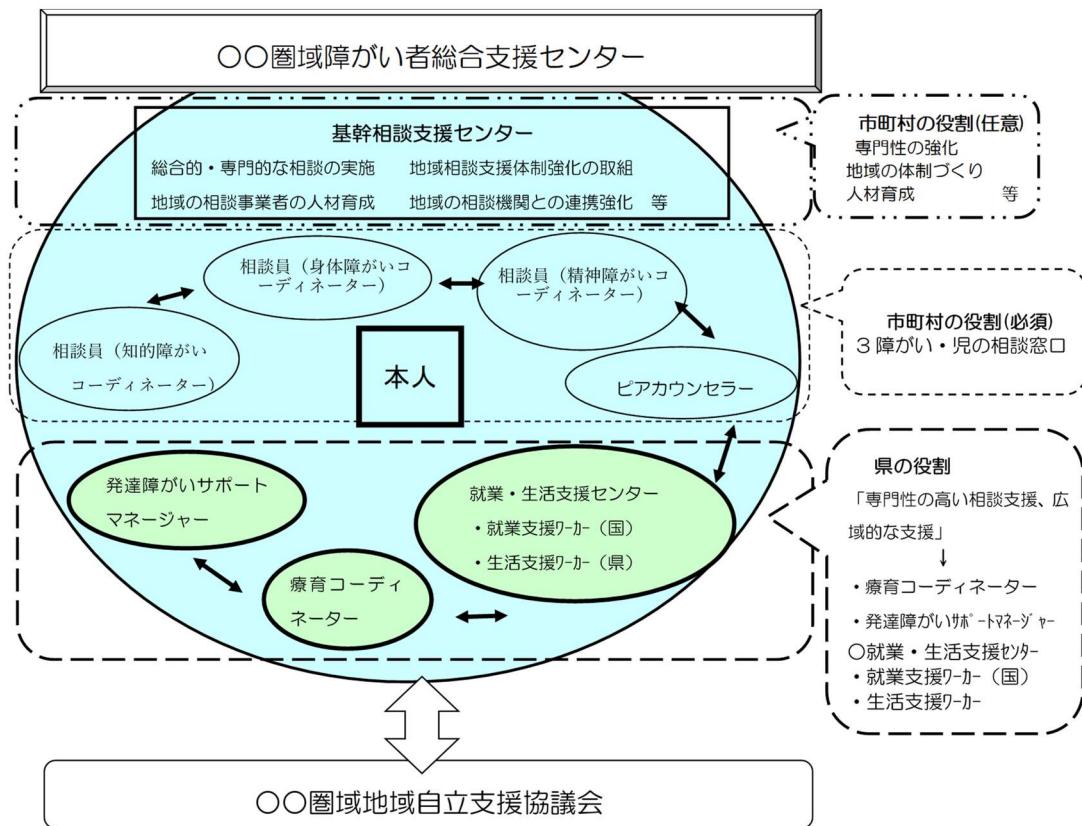
圏域ごとの地域生活支援拠点整備に関しては、平成 29（2017）年 4 月 1 日時点で、1 市町村
2 圏域における整備が、令和 3（2021）年 1 月 31 日時点で、1 市町村 9 圏域 2 地域（市町村数

74市町村)における整備に増えている。長野県は広く、多機能拠点型の地域生活支援拠点整備が難しい地域が多く、北信圏域を除き、面的整備が進んでいる。

図表1 長野県自立支援協議会概念図



図表2 長野県における障がい者相談支援事業



出所：長野県提供資料

3. 成果・課題

県自立支援協議会内の運営委員会における協議が、障がい者支援に関する取組の原動力となっている。これは、運営委員会には地域の核となる人々が参画しているためであり、成果の一つである。県の役割は、上記の自立支援協議会の後方支援を行うことで、行政と事業者が障がい者支援に関する課題を深く議論できる関係性や場を構築することである。また、県自立支援協議会を通じて、県と市町村との情報共有・連携体制が強化された点も成果であると考えられる。

一方、地域生活支援拠点等整備については、緊急時の受け入れ体制以外にも「緊急」とならない体制づくりの必要性が認識されており、課題の一つである。基幹相談支援センター、拠点コーディネーターの配置等によって、地域で支援が必要な人を把握する仕組みをつくる動きになっている。

地域生活支援拠点等整備は、これまでの取組の成果で一定の形ができた。今後は、障がい者が地域で暮らし続けるため、「障害福祉計画」の推進も課題である。計画推進のために、地域で話す仕掛けをどう作り出すかが検討されている。

【参考】

長野県 HP 「長野県自立支援協議会について」：

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/kensei/soshiki/shingikai/ichiran/jiritsu-shien.html>